

公立丹南病院使用料および手数料徴収条例施行規則

〔平成12年1月28日〕
規則第2号

改正 平成13年 3月 2日 規則第1号
平成13年 8月29日 規則第2号
平成15年 9月30日 規則第1号
平成16年 9月 8日 規則第1号
平成17年 9月14日 規則第2号
平成18年 3月28日 規則第1号
平成19年 3月 5日 規則第1号
平成19年 5月 9日 規則第4号
平成19年 6月13日 規則第5号
平成20年 3月 3日 規則第1号
平成20年10月16日 規則第2号
平成22年 2月17日 規則第1号
平成23年10月20日 規則第1号
平成24年 4月10日 規則第1号
平成24年 7月20日 規則第2号
平成26年 9月 1日 規則第1号
平成29年 5月26日 規則第3号
平成30年 3月27日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立丹南病院使用料および手数料徴収条例（平成12年公立丹南病院組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の減免)

第2条 条例第2条に規定する公立丹南病院を使用する者が、条例第5条の規定により使用料等の減免を受けようとするときは、管理者に減免の申請を行わなければならない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表に入院期間180日を

超える入院患者に係る選定療養費の項を加える改正規定は、公布の日から180日を経過した日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の部屋料に関する規定は、平成19年6月1日以降の入院患者に対して適用し、同日前の入院患者に関する部屋料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年5月5日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準用）

2 第2条に規定する使用料等の減免に係る手続等については、公立丹南病院組合同規約（平成11年福井県指令市第518号）第4条に規定する事務所が所在する市の例による。